



豊平交通安全情報

～令和8年度第17号～

令和8年6月29日

豊平警察署

交通第一課

令和8年9月1日から

生活道路の規制が変わります

生活道路での自動車の法定速度が
時速60キロから時速30キロ
に引き下げられます。



生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような
中央線や中央分離帯などがない道路
をいいます。



ただし、全ての道路の法定速度が30km/hになるわけではありません。
道路標識により最高速度が指定されている道路は法定速度ではなく、
指定速度が自動車の最高速度となります。

以下の道路は引き続き60km/hです

道路標識または道路標示による中央線が設けられて
いる一般道路や道路の構造上または柵その他の工作物
により自動車の通行が往復の方向別に分離されている
一般道路は引き続き60km/hです。



詳しくは警察庁ホームページをご覧ください！

